

観光特産品開発事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、観光特産品開発事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、小牧市の観光特産品の開発又は改良する者に対して、必要な資金の一部を補助することにより、小牧市の歴史、文化及び産業をいかした観光のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「観光特産品」とは、小牧市で生産する原材料を加工した商品又は小牧市の観光の魅力を発信できる商品で、既存商品と差別化が図られるもの（名古屋コーチンに関するものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 1年以上継続して同一事業を行っている者
- (2) 個人にあっては、市内に住所を有し、法人にあっては、市内に事業所を有する者
- (3) 事業を継続して行うことができると認められる者
- (4) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (5) 市税の滞納のない者

(補助対象事業等)

第5条 一般社団法人小牧市観光協会会長（以下「会長」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びその内容、補助金額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、観光特産品開発事業費補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を、次に掲げる書類を添えて補助事業を開始する30日前までに会長に提出しなければならない。

(1) 小牧市が発行する納税証明書

(個人：市民税及び固定資産税 法人：法人市民税及び固定資産税)

(2) 決算書(個人の場合は確定申告書)の写し(直近のもの)

(3) その他会長が特に必要と認める書類

2 前項の申請は、一の申請者につき1年度に1回とし、観光特産品は1品目とする。

(交付の決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を一般社団法人小牧市観光協会が定める正副会長会において審査し、正副会長会が補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(交付決定の通知)

第8条 補助金の交付の決定の通知は、観光特産品開発事業費補助金交付決定通知書(様式第2。以下「決定通知書」という。)による。

(申請の取下げ)

第9条 申請の取下げをしようとする者は、決定通知書を受け取った日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、観光特産品開発事業費補助金実績報告書(様式第3)に、次の書類を添えて提出するものとする。

(1) 経費の支払いを証する書類の写し

(2) 事業の実施過程を記録した書類(写真等)

(3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 会長は、前条の規定にある報告書を確認したのちは、すみやかに補助事業者に連絡し、補助事業者は20日以内に観光特産品開発事業費補助金請求書(様式第4)を会長に提出しなければならない。ただし、最終請求日は、補助事業が完了した年度の3月31日とする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 会長は、補助事業者が第4条各号のいずれかに該当しないとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 会長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

【補助対象事業】

観光特産品の開発又は改良事業。ただし、次のいずれにも該当すること。

- 1 補助金の交付申請をする年度の2月末日までに商品が完成するもの
- 2 既存の商品と比較し、差別化が図れるもの

【補助金額】

5万円

【補助対象経費】

次に示す補助対象経費の合計額が10万円以上のものに限る

補助対象経費	内 容
謝金	専門的知識を有する者の指導、相談等を受け、その謝礼としての費用
備品購入費	試作品を製作する機械装置の購入費用
市場調査費	商品の開発又は改良を行うための市場調査に係る費用
商標登録料	商標登録を得るための費用
品質検査費	品質保証表示等を得るために検査機関に検査を委託する際の費用
デザイン製作委託費	商品、パッケージ、ラベル等のデザイン製作の委託に係る費用(印刷費に係る費用は除く。)
原材料費	商品の開発又は改良を行うための原材料費

観光特産品開発事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 一般社団法人小牧市観光協会 会長

申請者

〒

住 所

氏 名

⑩

担当者

電話番号

関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、申請するに際して、本要綱を遵守するとともに、これらに反したときは補助金の返還の求めに応じます。

記

事業計画書

(1) 商品名

(2) 補助対象事業 観光特産品の開発 観光特産品の改良

(3) 観光特産品の区分

小牧市で生産する原材料を加工した商品

商品名が小牧市の観光の魅力を発信できる商品

(4) 小牧市で生産する原材料について

原材料名

調達先

小牧市で生産する原材料の占める割合 %

(5) 商品で発信しようとする小牧市の観光の魅力

(6) 具体的な事業内容

(既存又は競合する商品と比較した場合の優位性及び先進性について記載すること。)

様式第1（第6条関係）②

（7）事業実施のスケジュール

（着手から完了までの行程を詳しく記入すること。外部へ委託するものがあれば、その委託先と委託内容を記入すること。）

（8）販売計画

（希望小売価格、販売数、販売する場所等を具体的に記入すること。）

（9）賞味期限又は消費期限

（10）補助対象経費

項目	予定額	明細
謝金		
備品購入費		
市場調査費		
商標登録料		
品質検査費		
デザイン制作委託費		
原材料費		
合計		

※見積書を添付すること。添付できない場合は、明細欄に記入すること。
※用紙が不足する場合は、別紙に記載して提出すること。（様式は自由とする。）

観光特産品開発事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

一般社団法人小牧市観光協会 会長 印

年 月 日付けで申請のありました観光特産品開発事業費補助金については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

※交付条件

- (1) 補助金は、補助対象経費に充て、その他の経費に支出しないこと。
- (2) 補助事業を中止（廃止）しようとするときは、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の実施を判別できる証拠書類を整備するとともに、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。
- (4) 観光特産品開発事業費補助金交付要綱に従うこと。
- (5) (4)の要綱に反したときは、補助金の交付の取消及び補助金の返還を求める。

観光特産品開発事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 一般社団法人小牧市観光協会 会長

申請者

〒

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 交付決定通知を受けた観光特産品開発事業費補助事業が完了したので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の名称

2 事業完了年月日 年 月 日

3 補助対象経費

項 目	実績（円）	内 訳
謝金		
備品購入費		
市場調査費		
商標登録料		
品質検査費		
デザイン制作委託費		
原材料費		
合計		

4 添付書類

- (1) 経費の支払を証する書類の写し
- (2) 事業の実施過程を記録した書類（写真等）

観光特産品開発事業費補助金請求書

年 月 日

（宛先）一般社団法人小牧市観光協会 会長

申請者

〒

住 所

氏 名

⑩

電話番号

年 月 日付け 交付決定を受けた補助金について、次の
とおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

（1） 金融機関名

（2） 科 目 普通・当座

（3） 口座番号

（4） 口座名義人